

第7章 欧州諸国におけるソーシャルファームの動向

寺島 彰 (はじめに、7.1.、7.2.1~7.2.4、小括)

松井 亮輔 (7.2.5)

7.0 はじめに

ソーシャルファームは、社会的企業の一形態であり、その社会的目的は、労働市場で障害者など労働市場において不利な立場にある人々のための持続可能な一般労働市場での雇用を創出することである。そのために、市場志向の商品またはサービスの生産により社会的使命を達成しようとする。1970年代にイタリア社会的協同組合としてはじまり、1980年代にドイツ・ギリシャで開設され、1990年代にEUの支援などにより、ヨーロッパ全土で設立された。2000年代にはヨーロッパ各国で法制化が進んだことで、現在、ヨーロッパの多くの国にソーシャルファームが存在する。ただし、その呼称は、さまざまである。また、社会的企業の一類型として認知されている場合も多い。

7.1 ソーシャルファームの概念の整理

7.1.1 ソーシャルファームの定義

最初に、ソーシャルファームの定義と、類似の概念との整理を行う。

ソーシャルファーム・ヨーロッパ (Social Firms Europe : CEFEC) の定義¹⁵³によれば、ソーシャルファームとは、次の条件を満たす企業である。

- ・障害者など労働市場において不利があるその他の人々を雇用するためにつくられたビジネスである。
- ・マーケット指向の商品とサービスを用いて社会的使命追求するためのビジネスである。(収入の50%以上は商取引によるものであること。)
- ・従業員の多く(少なくとも30%)は、障害者または労働市場において不利のあるその他の人々である。
- ・すべての労働者は、生産能力にかかわらず、仕事に相当する市場賃金または給料を支払われる。
- ・仕事の機会は、不利のある従業員と不利のない従業員の間で等しくなければならない。全ての従業員が、同じ雇用の権利と義務をもっている。

7.1.2 類似の概念との比較

ソーシャルファームの類似の概念として下のようなものがある。これらとの違いを明らかにしておく。

¹⁵³ <https://www.socialfirmseurope.org/social-firms/definition/> 2020.03.31 参照

- ①社会的企業(Social Enterprise)
- ②労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprises: WISE)
- ③保護工場 (Sheltered Workshop)

社会的企業(Social Enterprise)は、「社会的目的のために商取引を行う企業」であり、非常に広い業種の企業が含まれる。協同組合、フェアトレード企業、労働統合型社会的企業など広範なビジネスモデルが含まれる。その特徴としては、株主、オーナーのために利益の最大化を追求するのではなく、コミュニティや活動に利益を再投資する点にある。

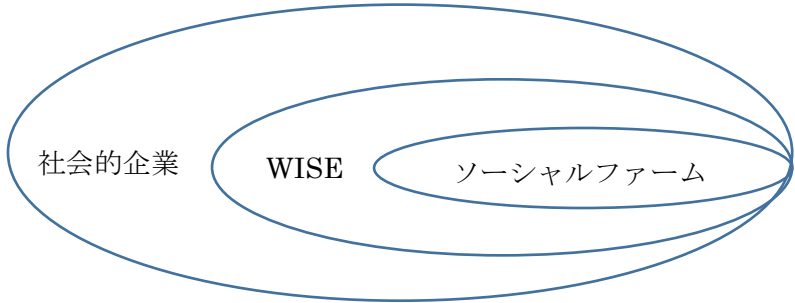
労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprises: WISE)は、「不利な立場にある人々に就労機会を提供することを特に目的とする社会的企業であり、経済活動、社会的エンパワーメント、および訓練を組み合わせることにより、失業者の一般社会への復帰を支援する。

保護工場(sheltered workshop)は、障害者が、保護された環境の下で、支援を受けながら意味のある仕事をして報酬を受け取ることができる施設を指す。基本的に政府からの助成金が収入の主なものである。また、指導員も多数抱えている。

近年は、保護工場という名称は使われなくなり、「社会的企業(Social Enterprise)」と呼ばれることが増えている。上の社会的企業との区別がつかないために混乱するが、生産性や競争力を高めることにより、市場からの収益を増やし、国からの助成金への依存度を低下させようとする組織・構造・経営の変革に取り組んでいることからところからこの名称を使用するようである。しかし、まだ、移行期であり、実態は必ずしも社会的企業とは言い難いことが多い。

これらの類似の概念との関係を整理すると、図表 7-1 のようになる。ソーシャルファームは、社会的企業および統合労働型社会的企業の 1 類型である。

図表 7-1 ソーシャルファームと類似概念



7.2 各国のソーシャルファーム

7.2.1 イタリア¹⁵⁴

7.2.1.1. イタリアのソーシャルファームの成立過程

イタリアのソーシャルファームは、1971年のバザーリア改革に始まる。トリエステのサンジョバンニ精神病院の患者に対する処遇が劣悪であったことから、病院長になった精神科医のバザーリアが病院の閉鎖を進め、約1,200人の収容患者を地域へ返すこととし、24時間オープンな精神保健センターを開設し、往診も実施するなどした。その改革の一環として、元患者を労働者として位置づけ、その働く場として1972年に労働者生産協同組合を設立した。

これを契機として、1978年には、バザーリア法(法律180号)が成立し、全国保健サービス機構(SSN)が整備され、各州に精神保健センターが設置されるなどの社会保健機構改革が行われた。また、精神病院の新設、新規入院禁止され、サンジョバンニ精神病院は解体された。

1991年には、社会協同組合法(法律381号)が成立し、社会協同組合が制度化された。その一部が、ソーシャルファームに相当する。

7.2.1.2 社会協同組合の種類とソーシャルファームの位置づけ

イタリアの社会協同組合は、社会協同組合法により認定され、次の4つの型がある。このB型がソーシャルファームに相当する。

A型：福祉・保健・教育サービス等の提供を目的

B型：労働市場において不利のある人々の労働参入を目的

混合型：AとBを両方実施

コンソーシアム型(C型)：小さな社会協同組合が連合して事業を実施

7.2.1.3. 労働市場において不利のある人々の定義

社会協同組合法により、身体障害者、精神障害者、感覚障害者、精神疾患施設退院者、加療中の精神疾患患者、薬物中毒者、アルコール依存症者、家族的事情により労働に従事する未成年、拘置代替措置を認められた受刑者などが対象になっている。この対象者になるには公的機関発行の文書による証明が必要である。また、身体障害者、精神障害者、感覚障害者の場合は、障害程度が45%以上となっている。

ただし、実地調査の際に得た情報では、実際の運用では、対象者をさらに広くとらえているということである。

¹⁵⁴ 本節の内容は、2017年8月7日から8月9日まで実施したイタリアソーシャルファーム実態調査の結果をもとにその後の情報を加えている。同調査の報告書は、参考文献を参照のこと。

7.2.1.4. 労働市場において不利のある人々の割合

社会協同組合B型として認定されるためには、「労働市場において不利のある人々」が労働者（組合員）の30%以上を構成しなければならない。

また、一人1票など協同組合としての要件を満たすことや、ボランティア組合員は組合員名簿の特別枠に登録され、組合員総数の半数を越えないという要件もある。

7.2.1.5. 社会協同組合B型に対する公的支援の内容

社会協同組合B型（ソーシャルファーム）に対する公的支援は、次のようになっている。

労働市場において不利な立場の人々のために事業主が支払う社会保険料免除

事業高における不利な立場の人々の人件費の割合で法人税が優遇

間接税の免除

20万€未満の事業への優先受注

不利な立場の人々が支払う社会保険料免除

不利な立場の人々に対する就労奨励金

ボランティア組合員の障害保険・疾病保険適用

7.2.1.6. 社会協同組合B型の数と労働者数

イタリアの社会協同組合B型の数と労働者数は次のようになっている。

2001年 1,827 組合数 労働者 36,986 人（うち障害者等 18,692 人）

2005年 2,419 組合数 労働者 54,330 人（うち障害者等 30,141 人）

2010年 2,491 組合数 労働者 73,600 人（うち障害者等 31,400 人）

7.2.1.7. イタリアのソーシャルファームの特徴

小さな組織が多数存在しており、事業内容は多種多様である。労働市場において不利のある人々の定義が広い。また、柔軟な運用がなされている。

7. 2. 2 ドイツ¹⁵⁵

7.2.2.1 ドイツのソーシャルファームの成立過程

ドイツには、Caritas、Diakonie、Deutscher Paritatisher Wohlfahrtsverband、AWO、DRK、Jewish Welfare Association という6つの福祉団体があり、1980年代から労働市場に関するプロジェクトに参入していた。

ヨーロッパにおける社会的企業発展の流れを受け、ドイツでも1999年には400～500の社会的企業が存在した。このような背景のもと、経済危機の後、予算削減の手段として関心をもった政府は、2001年に社会法典を改正し、社会統合企業を導入することとした。政

¹⁵⁵ 本節の内容は、2014年6月17日から6月20日まで実施したドイツのソーシャルファーム実地調査の結果をもとにその後の情報を加えている。同調査の報告書は、参考文献を参照のこと。

府は、福祉団体に働きかけ、社会統合企業を設立するよう働きかけた。この社会統合企業がソーシャルファームに相当する。

7.2.2.2 社会統合企業とソーシャルファームの位置づけ

社会法典第9編第132条において、統合プロジェクトが規定されている。統合プロジェクトとは、「一般市場においてプロジェクト以外の就業への参画が、障害の種類もしくは程度又はそれ以外の事情により、おそらくあらゆる助成可能性を駆使し、統合専門サービスが努力しても特に難しいような重度障害者を、一般労働市場で就業させるための法的及び経済的に独立した企業（統合企業）又は企業内もしくは第71条3項の趣旨による公的な雇用主により経営される事業所（統合事業所）もしくは部門（統合部門）である¹⁵⁶」とされている。

ここで、規定されている法的及び経済的に独立した企業（統合企業）がソーシャルファームに相当する。

7.2.2.3 労働市場において不利のある人々の定義

ドイツの場合、上述のように、対象は重度障害者に限られる。社会法典第9編第2条により、「身体的機能、知的能力又は精神状態が、6ヵ月以上にわたり、その年齢に典型的な状態とは異なる確率が高く、そのため社会生活への参画が侵害されている」「障害度が50以上」の重度障害者、および「障害度が30以上50未満で重度障害者と同等扱いがなければ適切な職場を得られない」同等扱いの障害者である¹⁵⁷。

7.2.2.4 労働市場において不利のある人々の割合

社会統合企業は、重度障害者を少なくとも30%雇用する（2017年以前は25%であった）。また、重度障害者の割合は、通常50%を越えないものとする¹⁵⁸とされている。（社会法典第9編第132条第2項）

7.2.2.5 社会統合企業に対する公的支援の内容

ドイツには、障害者の雇用率制度があり、従業員の5%以上を雇用しなければならない。障害者を雇用すると最初の6か月から1年6か月間、給与の平均50%を国から支援される。重度障害者の場合は、雇用している期間これが継続する。また、社会統合企業には、採用後3年間の高率の補助がある。

これ以外にも、雇用に伴う設備投資、セラピストやソーシャルワーカーにかかる費用、

¹⁵⁶ 障害者職業総合センター「欧米における障害者雇用差別禁止法制度—第2分冊 ドイツ・フランス・EU編—」, 2013.3より引用

¹⁵⁷ 同上

¹⁵⁸ 同上

経営コンサルタント料の助成や消費税の軽減などがある。

7.2.2.6. 社会統合企業の数と労働者数

2014年の統計では、ソーシャルファーム数 842、労働者数 23,993人（うち、障害者 11,052人）であった。¹⁵⁹

7.2.2.7. ドイツのソーシャルファームの特徴

労働市場において不利のある人々の定義は狭く、障害者に限定されている。ほとんどのソーシャルファームは大規模非営利組織による設立で1つあたりの従業員数、売上高が大きい。

7. 2. 3 イギリス¹⁶⁰

7.2.3.1. イギリスのソーシャルファームの枠組み

イギリスにはソーシャルファームに関する法律がなく、社会的企業の一形態として位置づけられている。ブレア政権時代には、政府がソーシャルファームを普及する政策をとったときもあったが、現状では、そのような動きはない。そのため、ソーシャルファームは、民間支援団体により普及がはかられている。以前は、ソーシャルファームUKという全国組織があったが、現在は、ソーシャルファーム・イングランド、ソーシャルファーム・ウェールズ、ソーシャルファーム・スコットランド、ソーシャルファーム・北アイルランドの4つの支援組織に分かれている。

7.2.3.2. ソーシャルファームの定義

ソーシャルファーム・ウェールズでは、「労働市場から最も遠い人々のための雇用と訓練の機会を創出することに専念している企業」¹⁶¹と定義している。この定義は、イギリスの4つのソーシャルファーム支援組織で共有している。また、企業、雇用、エンパワーメントの3つの価値観にもとづき支援することにも賛同している。

商業志向と社会的使命を組み合わせ、就職に関して伝統的に差別されている人々のための支援的な職場を提供することを目的としている。

7.2.3.3 労働市場において不利のある人々の定義

ソーシャルファーム・ウェールズでは、広い定義を用いている。対象となるのは、50歳

¹⁵⁹ 日本障害者リハビリテーション協会「日本型ソーシャルファームの推進にむけて 2016年国際セミナー報告書」、2016.12

¹⁶⁰ 本節の内容は、日本障害者リハビリテーション協会「日本型ソーシャルファームの推進にむけて 2016年国際セミナー報告書」（2016.12）に基づいており、それに追加の情報を加えている。

¹⁶¹ <http://www.socialfirmswales.co.uk/members>, 2020.3.20 参照

以上、18-24 歳、長期失業者、刑余者、ホームレス、職場復帰しようとする母親、障害者などである。

7.2.3.4. 労働市場において不利のある人々の割合

ソーシャルファーム・ウェールズでは、ソーシャルファームUKの頃から使用している従業員の 25%以上を労働市場において不利のある人びとととしている。

7.2.3.5. 社会的企業に対する公的支援の内容

ソーシャルファームには、特段の公的支援はないが、ソーシャルファームは社会的企業の一形態として位置づけられており、ソーシャルファームも社会的企業に対する次のような公的支援を受けられる。

公的な支援の内容は、資金援助などの直接的な支援ではなく、チャリティー団体と同じような寄付を受ける資格を与えられるとか、公共機関の優先契約を受けられること、民間企業からの支援を受けられる制度を利用できるといった制度的な支援が中心である。

例えば、宝くじ事業からの寄付を受けられるとか、銀行から経営コンサルティングを受けられるという制度である。

また、2005 年には、社会的企業の設立促進を目的としてコミュニティ利益会社（CIC）という新たな企業形態が設けられた。この企業は、チャリティーの制度を活用しながらも収益事業を行ったり、株主に利益の配分ができる。ただし、株主への利益の配分に上限が設けられている。

CIC には、次の 5 つの種類がある。

- ①保育、高齢者介護、公共の低家賃の住宅サービスなど
- ②通常の営利企業であるが、社会的弱者を積極的に雇用する会社
- ③フェア・トレードを行っている会社
- ④チャリティー団体が設立する会社で、利益の全てがチャリティーに還元されるもの
- ⑤スポーツ施設の管理運営等の会社

この②がソーシャルファームに相当すると考えられる。ただし、会社登記にあたって会社の活動がコミュニティの利益にかなっているかについて CIC 監察局による審査がある。

7.2.3.6. ソーシャルファームの数と労働者数

認定制度があるわけではないので、おおよその推計しかできないが、社会的企業が大きな役割を果たしていることがわかる。

2005 年 イギリス全土で 55,000 社を超える社会的企業が活動していた。連結売上高は約 270 億ポンドであった。2015 年 スコットランドで 5,000 社を超える社会的企業が活動し、うち 501 社がソーシャルファームであった。

7.2.3.7. イギリスのソーシャルファームの特徴

直接的な公的支援はない。公的支援は、制度的枠組みの構築が中心である。

7. 2. 4 オランダ

7.2.4.1 オランダのソーシャルファームの枠組み

オランダでは、社会参加法が 2014 年に成立し 2015 年 1 月 1 日から施行された。従来の「社会雇用事業所」と呼ばれていた障害者の保護工場を廃止し、労働市場では就労の場を見つけない者ができない者に就労の機会を創出する政策がはじまった。

かつての「社会雇用事業所」は、地方自治体等を株主とする株式会社に変わり、障害者に限らず、労働市場において不利のある人々を地域社会で受け入れ、労働市場で仕事に就き、一般の労働者とともに働けるようにする取り組みを始めた。しかし、制度はまだ始まったばかりで、市場からの収益の割合などの実態をみれば、この企業も保護工場から抜け出していないというのが現実である。

一方で、民間の社会的企業の支援組織として 2012 年に設立された「ソーシャルエンタープライズNL」があり、そのメンバーの中に労働市場において不利のある人々の雇用を目的とした社会的企業が多く存在する。オランダには、社会的企業に対する法的枠組みはなく「ソーシャルエンタープライズNL」は、民間組織であるが、オランダの社会的企業を開発支援するためにユニークな活動を行っている。そこで、ここでは、これらの社会的企業を紹介する。¹⁶²

7.2.4.2. 社会的企業の定義

「ソーシャルエンタープライズNL」は、社会的企業の定義として、欧州委員会の定義を使用している。すなわち、次のような定義である。

- ・主に社会的使命に基づき活動する。
- ・サービスや商品を提供する独立系企業として活動する。
- ・収益がある。
- ・利益を目的ではなく手段と見なす。
- ・誰にとっても透明で公平である。
- ・会社の運営方法が社会的である。
- ・関係者全員のバランスの取れた発言に基づいて運営管理を行う。

社会的企業の一部が労働市場において不利な立場の人々の雇用を目的としており、ソーシャルファームの定義があるわけではない。

¹⁶² Social Enterprise NL, THE SOCIAL ENTERPRISE MONITOR 2018, https://www.archief.social-enterprise.nl/files/2415/3994/7219/256_Publicatie_SE_monitor2018_EN_spreads.pdf, 2019.10.20 閲覧

7.2.4.3. 労働市場において不利のある人々の定義

上と同じ理由でこのような定義はない。

7.2.4.4. 労働市場において不利のある人々の割合

上と同じくそのような割合はない。

7.2.4.5. 社会的企業に対する公的支援の内容

公的機関や大企業からの優先発注はあるが制度的に保障されているわけではなく、また、社会的企業に限られているわけでもない。

「ソーシャルエンタープライズNL」が独自の認定制度を運用しており、一定の基準に達していれば、社会的企業として認定される。認定されれば、社会的企業として登録され、社会的企業を名乗ることができ、また、「ソーシャルエンタープライズNL」のマークを使用でき、ウェブサイトでアピールできる。

また、「ソーシャルエンタープライズNL」は、独自に研修会やコンサルテーションを実施している。

7.2.4.6. ソーシャルファームの数と労働者数

2018年1月現在の「ソーシャルエンタープライズNL」のメンバー数は345である。

2018年1月から3月にメンバーとその他のソーシャルエンタープライズを調査し、回答のあった168のうち、法的な地位は46%が民間企業で、設立は2010年から2014年が43%であった。また、41%が労働市場で不利のある人々の就労支援を目的としていた。

7.2.4.7. オランダのソーシャルファームの特徴

民間ベースでの社会的企業への支援が行われている。ソーシャルファームは、社会的企業の一部とみなされている。

7. 2. 5 フィンランド¹⁶³

7.2.5.1 ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）制度化とその意図

政府としては、障害者を労働力として活用することで、社会保障費を削減できると考え、制度化した。その主目的は、障害年金を受けている人びとを一般労働市場で活動できるようにすることである。

ソーシャル・エンタープライズにかかる法律は、2004年1月1日施行され、2007年に改正された。同法は、障害者・長期疾病者、長期失業者（失業期間が1年以上の者）、移民、

¹⁶³ 出典：マリヤッタ・バランカ（VATES財団CEO）『フィンランドにおけるソーシャル・ファーム—障害者雇用における役割—』, 国際交流基金「国際シンポジウム—ソーシャル・ファームを中心とした日本と欧州の連携報告書」, 58-63, 2011.7

元受刑者などの雇用支援を意図したもので、所管は、雇用経済省である。

7.2.5.2 ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）の認定条件

ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）としての認定条件は、①従業員の少なくとも30%は、ターゲット・グループ・メンバーであること、②雇用契約を結んだ従業員には少なくとも最低賃金（月額1,500ユーロ）を保障すること。③その収入の少なくとも51%は、ビジネスにより確保すること。④従業員の所定労働時間は、その職種における最長労働時間の75%以上（障害者の場合は、50%以上）であること。

これらの要件を満たせば、どのような組織でもソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）と認定される。

7.2.5.3. ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）への公的支援

ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）に対しては、その立ち上げ費用の75%を限度に国（雇用経済省）から補助が出るが、その後の運営費に対する補助はない。

- ・国による賃金補助額は、ターゲット・グループに所属する従業員の賃金コストの50%。ただし、補助限度額は、1か月1,300ユーロ。
- ・賃金補助の支給期間は、一般企業は2年。ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）は3年。ただし、一般企業以外は、個々の対象者の再雇用ニーズに応じて更新可能。
- ・賃金補助の法的根拠は、「公的雇用サービス法」

2011年現在、雇用経済省に登録されているソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）は、154事業所で、その総従業員数は1,200人。そのうちターゲット・グループに所属するのは、750人とされる。

7.2.5.4 ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）の運営主体

雇用経済省により公認されたソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）の5分の1は、第三セクターまたは地方自治体の機関として運営されている。

7.2.5.5. ソーシャル・ファームの業種

最近増えているのは、リサイクル事業。カフェ、レストラン、介護サービス、清掃、不動産管理、物流、各種サービス業など。

7.2.5.6. ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）の支援組織

2009年には、ソーシャル・ファームの支援組織として、国立保健・福祉支援機構が設立された。その主な役割は、ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）の経営上の助言である。

7.2.5.7 ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）の位置づけ

一般雇用へのステップか、それ自体がゴールかについての国内的コンセンサスはない。

VETES 財団としては、ソーシャル・エンタープライズ（ソーシャル・ファーム）を持続可能な雇用制度としてだけでなく、一般就労への移行支援のための雇用制度としても維持・発展させることを目指している。

7. 3 小括

ソーシャルファームは、社会的企業的一种であり、その社会的目的は、労働市場で障害者など労働市場において不利な立場にある人々のための持続可能な労働市場での雇用を創出することである。そのために、市場志向の商品またはサービスの生産により社会的使命を達成する。1970年代にイタリア社会的協同組合としてはじまり、1980年代にドイツ・ギリシャで開設され、1990年代にEUの支援などにより、ヨーロッパ全土で設立された。2000年代にはヨーロッパ各国で法制化が進んだことで、現在、ヨーロッパの多くの国にソーシャルファームが存在する。

本稿では、イタリア、ドイツ、イギリス、オランダ、フィンランドのソーシャルファームの現状について、ソーシャルファームの位置づけ、ソーシャルファームの定義、労働市場において不利のある人々の定義、それらの人々の割合、公的支援の内容、ソーシャルファームの数と労働者数、ソーシャルファームの特徴などについて調査結果をまとめた。

その結果、ソーシャルファームの定義はほぼ同じであるものの、各国の制度や取り組みの違いが明確になった。

例えば、ソーシャルファームの規模でいえば、イタリアは小さなソーシャルファームが多数存在するが、ドイツは大規模なものが多い。イタリアやドイツではソーシャルファームに関する法律があり公的支援も多いが、イギリスやオランダでは公的支援は少ない。労働市場において不利のある人々の定義については、ドイツは障害者に限定されているが、イタリアでは広範な対象者を含んでいる。

参考文献

国際交流基金「国際シンポジウムソーシャル・ファームを中心とした日本と欧州の連携報告書」,2011.7

障害者職業総合センター「欧米における障害者雇用差別禁止法制度－第2分冊 ドイツ・フランス・EU編－」, 2013

日本障害者リハビリテーション協会「ドイツソーシャルファーム実地調査報告会
報告書」,2014.12

日本障害者リハビリテーション協会「イタリアソーシャルファーム実態調査
報告書」,2018.12

日本障害者リハビリテーション協会「日本型ソーシャルファームの推進にむけて 2016 年
国際セミナー報告書」, 2016.12